

トピックス

## 「令和8年4月1日より自転車における罰則強化」



自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」(令和6年法律第34号)が令和8年4月1日から施行され、自転車の交通違反で検挙された後の手続きが大きく変わります。今後、違反の実情に即して、自転車の一層の安全な利用のための指導警告や、青切符、赤切符等による処理が行われます。

以下、「自転車を安全・安心に利用するために～自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入～【自転車ルールブック】(警視庁)」に記載されている反則行為及び重大な違反の一覧になります。

※網掛けは特に身近でよく起こりがちな反則又は違反行為です。

### ◆道路交通法上、自転車が対象とされている反則行為(いわゆる青切符に該当する行為)

反則行為	反則金の額 ※16歳以上の自転車運転者が対象(高校生でも対象)
携帯電話使用等(保持)	12,000円
放置駐車違反	9,000円(駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) ※駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:12,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:11,000円 駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合:10,000円
遮断踏切立入り	7,000円
速度超過	6,000円(超過速度が15km未満の場合) ※超過速度が25km以上30km未満の場合:12,000円 超過速度が20km以上25km未満の場合:11,000円 超過速度が15km以上20km未満の場合:7,000円
駐停車違反	6,000円(駐車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合) ※駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:9,000円 駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所の場合:8,000円 駐停車禁止場所であって高齢運転者等専用場所以外の場合:7,000円
信号無視	6,000円(点滅信号を無視した場合は5,000円)
通行区分違反	6,000円
追越し違反	
踏切不停止等	
交差点安全進行義務違反	
環状交差点安全進行義務違反	
横断歩行者等妨害等	
安全運転義務違反	
通行禁止違反	
歩行者用道路徐行違反	
歩行者等側方通過義務違反	
急ブレーキ禁止違反	5,000円
法定横断等禁止違反	
路面電車後方不停止	
優先道路通行車妨害等	
割込み等	
環状交差点通行車妨害等	5,000円
徐行場所違反	
指定場所一時不停止等	
幼児等通行妨害	
安全地帯徐行違反	
被側方通過車義務違反	
通行帯違反	
道路外出右左折合図車妨害	
指定横断等禁止違反	
車間距離不保持	
進路変更禁止違反	
追い付かれた車両の義務違反	
乗合自動車発進妨害	
割込み等	

交差点優先車妨害	5,000円	停止措置義務違反	3,000円
緊急車妨害等		公安委員会遵守事項違反	
交差点等進入禁止違反		通行許可条件違反	
無灯火		歩道徐行等義務違反	
減光等義務違反		路側帯進行方法違反	
合図不履行		並進禁止違反	
合図制限違反		軌道敷内違反	
警音器吹鳴義務違反		道路外出右左折方法違反	
乗車積載方法違反		交差点右左折方法違反	
軽車両整備不良		環状交差点左折等方法違反	
自転車制動装置不良	軽車両乗車積載制限違反		
泥はね運転	制限外許可条件違反		
転落等防止措置義務違反	原付等牽引違反		
転落積載物等危険防止措置義務違反	自転車道通行義務違反		
安全不確認ドア開放等	警音器使用制限違反		

### ◆刑事手続きによって処理される重大な違反(いわゆる赤切符に該当する行為)

違反の内容	罰則 ※16歳以上の自転車運転者が対象(高校生でも対象)
過失建造物損壊	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
麻薬等運転	
妨害運転(著しい交通の危険)	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	
過労運転等	
妨害運転(交通の危険のおそれ)	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
携帯電話使用等(交通の危険)	1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金
救護義務違反	3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
飲酒検知拒否等	3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
防衛出動時公安委員会通行禁止制限違反	3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金
警察官現場指示違反	
警察官通行禁止制限違反	
違法停車措置命令違反	
違法駐車措置命令違反	
積載等危険防止等措置命令違反	
無免許等危険防止命令違反	
事故不申告	
混雑緩和措置命令違反	
事故現場不退去下命違反	
自転車検査等拒否等	5万円以下の罰金
制動装置不良自転車措置命令等違反	2万円以下の罰金又は料料
自転車運転者講習受講命令違反	
自転車通行方法指示違反	

## フクシマ社会保険労務士法人

※中小事業主や一人親方等の労災特別加入手続きも対応可能です。

広島事務所 〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F  
TEL: 082-293-8102 FAX: 082-293-8104  
高知事務所 〒780-0064 高知市和泉町12-15号  
TEL: 088-823-0248 FAX: 088-823-0284  
E-mail: info@jinji-fuku.jp URL: http://www.jinji.fuku.jp

